

令和5年第2回

# 荒川区教育委員会定例会

令和5年1月27日

於) 赤土小学校 学校図書館

荒川区教育委員会

令和5年荒川区教育委員会第2回定例会

- |        |   |   |
|--------|---|---|
| 1 日 時  | 令和5年1月27日   | 午後3時15分   |
| 2 場 所  | 赤土小学校 学校図書館   |   |
| 3 出席委員 | 教 育 長<br>教育長職務代理者<br>委 員<br>委 員   | 高 梨 博 和<br>長 島 啓 記<br>小 林 敦 子<br>繁 田 雅 弘  |
| 4 欠席委員 | 委 員   | 坂 田 一 郎   |
| 5 出席職員 | 教 育 部 長<br>教育総務課長<br>教育施設課長<br>学 務 課 長<br>指 導 室 長<br>教育センター所長<br>ゆいの森課長<br>地域図書館課長<br>書 記<br>書 記<br>書 記 | 三 枝 直 樹<br>山 形 実<br>的 場 寛<br>佐 藤 彰 洋<br>津 野 澄 人<br>杉 山 茂<br>山 下 英 男<br>村 上 智 之<br>小 川 綾 一<br>丸 田 恭 雅<br>宮 島 弘 江 |

( 1 ) 審議事項

議案第 2 号 荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例に対する意見の聴取について

議案第 3 号 令和 5 年度荒川区一般会計予算（教育事務）に対する意見の聴取について

( 2 ) 報告事項

ア 峡田小学校及びひぐらし小学校の学級数増加への対応状況等について

イ 感染症に伴う学級閉鎖等の状況について

ウ ( 仮称 ) 荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例 ( 素案 ) にかかるパブリック・コメントの実施結果について

( 3 ) その他

教育長 ただいまから荒川区教育委員会令和5年第2回定例会を開催いたします。

初めに、出席者数の報告をいたします。本日、坂田委員は御欠席ということで、4名出席となっております。

議事録の署名委員につきましては、小林委員、繁田委員、御両名にお願いしたいと思えます。よろしく申し上げます。

10月28日開催の第20回定例会及び11月11日開催の第21回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、委員の皆様にご確認をいただいております。本日、特に御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 それでは、承認といたします。

11月25日開催の第22回定例会の議事録を皆様にお送りしてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに御確認いただき、お気付きの点等について事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。

本日は審議事項2件、報告事項3件となっておりますが、進行の都合上、最初に報告事項から入らせていただきます。

報告事項ア「峡田小学校及びひぐらし小学校の学級数増加への対応状況等について」を議題といたします。的場教育施設課長、説明をお願いします。

教育施設課長 33ページになります。「峡田小学校及びひぐらし小学校の学級数増加への対応状況等について」報告させていただきます。

まず、峡田小学校でございます。峡田小学校につきましては、35人学級制の導入により教室不足が生じるということで、校庭に増築校舎を建設して対応していきたいと考えてございます。また、この後の三河島北地区再開発事業が竣工したときには、通学区域を現在のひぐらし小学校から峡田小学校へ変更したいと考えているところでございます。この内容については令和3年7月の文教・子育て委員会で報告をさせていただいたものになってございます。

次に、現時点での対応状況について、御報告します。現在、この増築校舎については基本設計を進めているところでございます。下のところに書かれているのが現在検討を進めている基本設計の中でのスペックでございます。

別紙を御覧ください。35ページでございます。別紙の上段に配置図、左上のところに既存校舎で中央に運動場、そして右下のところに今回計画を進めております増築校舎の配置を

計画しているところでございます。別紙の下段には、各階のフロア平面図ということで、1階から4階までの各教室の配置を記してございます。

33ページを御覧ください。今、御覧いただいた平面図にある各部屋でございますが、普通教室を12教室、多目的室と、図書室、職員室、保健室、給食室、このほかに4階の部分に学童クラブ室と放課後子ども教室、にこにこすくーるの教室を設置していきたいと計画を進めてございます。

学級数の推計結果については、今年度、令和4年度から20年後の令和23年度までの各年度における学級数の推計を記してございます。令和4年度は12教室でございますが、ピークになるのは令和19年度ということで推計を立ててございます。令和19年度学級数が24教室になるだろうということで、この時点でピークになり、それ以降は児童数が減少していくということで推計を立てているところでございます。既存の校舎、現在13教室、それから今計画中の増築校舎が12教室ということで、合わせて将来的には25教室を確保できるものと考えており、このピーク時の24教室をクリアできるという想定で計画を進めているところでございます。

次に、ひぐらし小学校でございます。ひぐらし小学校も、35人学級制の導入により教室の不足が予想されてございます。そのため、ひぐらし小学校に隣接する旧西日暮里二丁目ひろば館を小学校の普通教室棟として改修し、転用後再開していきたいと考えているところでございます。

現時点での対応状況でございますが、学童クラブとにこにこすくーるが使用しているところでございます。来年度、さらにこの横にあります旧日暮里ひろば館を改修して、その後、令和6年度に学童クラブとにこにこすくーるが旧日暮里ひろば館に移動した後、この旧西日暮里二丁目ひろば館の改修に入っていくという予定で進めております。現在はそのための設計に当たります予算計上を行っているところでございます。

3を御覧ください。ひぐらし小学校の20年後までの必要となる学級数を推計したものになってございます。令和4年度は現在17教室を使用しておりますが、令和12年度から令和21年度まで、必要な教室は24教室ということで、この期間が一番必要な教室数が多くなる時期でございます。それ以降については、少子化の影響で児童数は減少していくものと推計を立ててございます。こちらの学校につきましても、既存校舎、それから今回転用を予定しています施設の改修が終わりますと普通教室が5教室増えますので、24教室まで活用できるようになります。現在の推計では24教室内に収まるということで、何とか児童数を教室の中に確保できるということで推計を立てているところでございます。

次ページを御覧ください。今後のスケジュールになります。峡田小学校とひぐらし小学校

の今後の予定になります。峡田小学校については、令和4年度に基本設計を現在進めており、来年度実施設計を予定してございます。その後、令和6年度、7年度に建設工事で、竣工した後、令和8年度から供用開始、開設を検討してございます。

ひぐらし小学校については、旧西日暮里二丁目ひろば館の改修工事の基本設計・実施設計を同時に来年度進めまして、令和6年度に改修工事をしていきたいと考えてございます。改修工事が終わった後、令和7年度に供用開始ということで計画をしてございます。さらに、既存校舎の給食室については、児童数が増えてまいりますので、既存の校舎の給食室の改修が必要になります。食数が増えますので、既存の給食室の改修工事をもって対応を進めていきたいと考えてございます。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いたします。繁田委員。

繁田委員 ありがとうございます。本論と直接関係ないのですけども、増加要因というのはタワーマンションとか、そういうことですか。

教育施設課長 まず一つは35人学級制の導入ということで、これまで40人学級だったものが35人に、少人数教室になるということで、必要になる教室が増えます。そのほかに、今、先生おっしゃられたように、近隣のマンションの建設がまだまだ続いておりまして、特に日暮里地区はマンション建設が続いております。児童数が増えているということが、教室が必要になる原因の一つと考えてございます。

繁田委員 ありがとうございます。

教育長 そのほか、御質問等ございますでしょうか。長島委員。

長島委員 ひぐらし小学校の方ですけども、現在の学童クラブですか、位置関係というのはどういうふうになっているのですか。

教育施設課長 ひぐらし小学校の校庭がありまして、校庭の北側の方に旧西日暮里二丁目ひろば館という建物があります。そちらの2階、3階、4階の部分に今、学童クラブ、にこにこスクールが入って活動してございます。

教育長 今、学童クラブとして使っているところは元はひぐらし小学校の家庭菜園といいますが、学校の畑だったところです。教室が本校舎では増やせないで、学童クラブが入っているところを改築いたします。では学童クラブに通っている子供たちはどうするのというと、ひぐらし小学校の前に道路を隔てて旧日暮里ひろば館という3階建ての建物がありまして、そこを改修して学童クラブにすることにしております。

(教育部長がタブレットPCの地図アプリを用いて説明)

教育部長 ちょっと見づらいですけども、ここがひぐらし小になります。ここが諏訪台中に

なります。学童で使っている旧二丁目ひろば館というのはここになります。ここが校庭です。

さらに、今度学童が移るひろば館はこの旧日暮里ひろば館というところに移りますので。

長島委員 では、校庭でこう行くわけですね。

教育部長 そうです。隣接したところで動くという形になります。

長島委員 ありがとうございます。

教育施設課長 本校舎との往来については渡り廊下を予定しておりまして、屋根つきの渡り廊下で雨のときでも濡れない形で行き来ができるようにしたいと思っています。

長島委員 ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。小林委員。

小林委員 三河島北地区の再開発事業ということですが、25教室ですか、これで足りるのかというか、今後開発が進んでいったときに大丈夫なのかどうかということに関しまして教えていただけると幸いです。

それともう一つですが、校舎を増築した場合に校庭がやはり狭くなるかと思われるのです。児童数が変わるのかどうか分からないのですけれども、その辺りはどうなのかということに関しまして御教授いただけると幸いです。

教育施設課長 まず、今回の対応で教室が足りるのかという御質問ですけれども、この推計については最も厳しい状況の中で推計を立てており、まちづくり部署からの近隣のマンションの建設の届出を基に、最大で児童数が発生したと仮定した中でこの普通教室数を見ているところでございます。将来のことなので断言はできないところでございますが、現状での推計の中では今、最も厳しい中での推計ということで対応可能と判断をさせていただいてございます。

それから、もう1点、やはり今回児童数が増えますので、狭い校庭の中にさらに峡田小については増築校舎を建てるということで、全く影響がないということは断言できませんが、学校長とも相談して、できる限り今回の増築校舎の屋上に子どもの遊ぶスペースですとか学習スペースというものを設けるように設計の方で協議を進めています。また、峡田小学校にも、屋上にあまり利用されていない屋上の校庭のような部分がございます。そういったところも今後改修をするなどして使っていきたいと考えてございます。

さらに、一番心配なのが運動会ですけれども、運動会については近隣の生涯学習センターの運動場を使うなど、利用させていただいて対応をしていきたいと思っています。

小林委員 分かりました。ありがとうございます。子どもにとってやはり体を動かすのは非常に重要かと思いますので、いろいろ工夫をしていただければと思っています。

教育長 そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移らせていただきます。報告事項イ「感染症に伴う学級閉鎖等の状況について」を議題といたします。佐藤学務課長、説明をお願いします。

学務課長 それでは、学級閉鎖の状況について御報告をさせていただきます。資料は37ページから39ページが今回御報告の該当の資料となります。1月の新学期に入りまして、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖に加えまして、やはりインフルエンザによる学級閉鎖も流行してきたということで確認されております。新型コロナウイルスによるものが6校、1園、9クラス、インフルエンザによるものが7校、15クラスということになっております。新型コロナウイルス感染については学校からもヒアリングをしております、感染経路不明又はやはり家族内での感染という状況が聞かれております。また、インフルエンザの感染につきましては、小学校ですと兄弟関係でうつってしまったということが聞かれています。また、中学校においては同じ部活動で活動しているという話も聞かれている状況でございます。

東京都の新型コロナウイルスの感染状況は昨日5,000人を少し上回っているような状況で、徐々に落ち着いてはきていると考えております。一方で、インフルエンザにつきましては全体的な数字というのは出ておりませんが、東京都からインフルエンザの学級閉鎖をしますと週ごとに報告があるのですけれども、先週16日から22日の報告を見ますと、23区中15区で学級閉鎖の対応を行っているなど、やはり学校が始まって少し広がりが出始めているのかなというのは感想として持っているところでございます。やはり感染拡大を防止するためには、コロナウイルスとも同じように手洗い、うがいですとかマスクの着用なども予防になると思っておりますので、引き続き学校や幼稚園にも周知を図ってまいりたいと思っております。

説明は以上となります。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

繁田先生、いかがでしょうか。

繁田委員 インフルエンザも同様に気を付けることは同じです。今おっしゃっていただいたような感染対策、それは従来どおりにやっていただいていると思います。病院の方の状況も同じような感じです。コロナは収まってきていて、インフルエンザの患者さんが増えてきているという状況です。インフルエンザは季節性ですので、これが収まってきたときにコロナが増えないといいなと。我々の理解ですとやはりコロナの力はもう弱いので、インフルエンザがはやる、はびこってきているなど。前はコロナが強かったのであまりインフルエンザが入ってくる余地はなかったのですけれども、感染力はありますけれども、ウイルスとしては決して強いウイルスではないので、インフルエンザがはやってきているのだらうと思います。

特に気を付けることは同じですので、学校の活動はぜひ積極的にしていただいて。ただ気を付けることは気を付けておくというところで、活動はぜひ積極的に子どもたちが勉強してもらえたらと思います。特別なことは特にございません。

教育長 繁田先生から前回御指摘のありました手指消毒の徹底などについては、早速学校の方に指示をいたしました。ただいま御指摘いただいた、今までの感染対策をさらに十全なものにするという御指摘についても改めて各学校に周知徹底してまいりたいと存じます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移らせていただきます。報告事項ウ「(仮称)荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例(素案)にかかるパブリック・コメントの実施結果について」を議題いたします。山下ゆいの森課長、説明をお願いします。

ゆいの森課長 それでは、「(仮称)荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例(素案)にかかるパブリック・コメントの実施結果について」御説明いたします。資料の41ページから63ページにかけてでございます。こちらパブリック・コメントに対する区の考え方を整理いたしましたので、報告するものでございます。

1のパブリック・コメント実施概要でございますが、募集期間及び閲覧場所は記載のとおりとなっております。2のパブリック・コメント実施結果でございますが、意見提出者は30名、意見の総数は57件となっております。(3)意見の取扱いについてでございますが、条例に反映したものが6件、既に盛り込んでいるものが29件、事業としての実施を検討するものが6件等となっております。頂きました意見と意見に対する区の考え方の具体的な内容につきましては、別紙1に記載しているところでございます。頂いた御意見の多くは条例案に肯定的な意見となっております。「読書のまちづくりという視点に大変魅力を感じている」という御意見、「区として条例を制定することは長期的に区の向かう方向性を示す指標となり、区全体の読書文化を大きく前進させる」という御意見、「制定の基本理念、区民や事業者等の役割を明記することで読書に関する取組が活性化する」などの御意見を頂きました。

計画に反映した主なものとしたしましては、別紙1の8ページ、通し番号ですと50ページの27番及び29番を御覧ください。ここでは、「読書をする」という表現を「読書に親しむ」という表現にすべきという御意見を頂きまして、これを条例案に反映しまして、「読書をする」としていたところを「読書に親しむ」という表現にさせていただきました。

次の9ページ、通し番号ですと51ページを御覧ください。一番下の34番、ここでは第10条で規定している視覚障害者等への支援について、高齢者の方なども含むようにすべきという御意見を頂きまして、これを条例案に反映しまして、「視覚障害、発達障害、肢体不

自由その他の障害の有無にかかわらず」としていたところを「視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害等の有無にかかわらず」としまして、障害等の有無にかかわらず、読書を行うことが困難な方も含める形にさせていただきました。

このほか三つの意見を含め、計6件につきまして条例に反映させていただいたところでございます。パブリック・コメントの御意見を反映させた条例案を説明資料の別紙2として、通し番号でいいますと61ページから63ページにかけて添付しておりますので、御参照いただければと存じます。

今後、2月3日及び22日の文教・子育て支援委員会で御審査いただきまして、2月会議に議案を上程いたしまして、可決いただければ4月1日施行ということで考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 本件については審議事項とも関連いたしますので、御意見、御質問等については併せて頂くことにして、議案第2号「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例に対する意見の聴取について」説明をした後に、先ほどのパブリック・コメントも含めて御意見、御質問等頂ければと思います。

教育総務課長 3ページを御覧いただければと思います。議案第2号「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例に対する意見の聴取について」でございます。提案理由でございます。令和4年度荒川区議会定例会・2月会議に提案するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。内容でございます。制定理由・内容につきましては記載があるとおりでございます。施行期日につきましては令和5年4月1日を予定しているところでございます。

よろしくお願いいたします。

教育長 ただいま説明のありましたように、条例本文については次のページを御覧いただければと存じます。これが条例の本文になってございます。それでは、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。小林委員。

小林委員 この条例というのは非常に期待されることであると思っております。まず1点目ですが、荒川区ですけれども「読書を愛するまち」宣言をしております、それをさらに発展させて、その宣言を土台としながら条例とするということで、とても期待が持てることであると思っております。今後、荒川区のまちづくりにおきまして読書を中核としたまちづくりをするということを明確に示した条例であると思ひますし、とても期待しているというのが1点目でございます。

2点目ですが、この条例をきっかけとしまして、区であるとか、区民あるいは事業者、幼稚園・保育所、又は学校等の様々な機関が協力をし合いながら読書のまちづくりを盛り上げ

ていくということがとても重要ではないかと思っております。

3点目ですが、この条例制定に関しましては、職員の皆様方が御尽力いただいたと思っております。特に山下課長には様々な方面で調整などありまして、非常に御尽力くださったと思っております。また、山下課長の前任の小林課長であるとか、あるいは村上課長にも荒川区の図書館の運営に関しましてはお力添えを頂いてありまして、本当にありがたいと思っております。荒川区は図書館運営に関しまして指定管理者ではなく直営方式を取っております。これは非常に重要であると思っております。やはり図書館の職員は読書のまちづくりをする上でのキーパーソンであると思っておりますので、これからも図書館職員の方々を大切にしながらぜひ図書館の運営に当たっていただきたいと思っております。

私からは以上です。

教育長 過分なお言葉を頂いて、ありがとうございます。せっかくですから、山下課長、村上課長、御感想ありましたらどうぞ。

ゆいの森課長 小林委員おっしゃったように、まちづくりという視点が一番のキーポイントになっておりまして、それが荒川区の今回の読書条例のポイントになっておりまして、それについてお褒めの言葉というか、それを頂けたことはこちらとしてもすごくうれしいと思っております。条例を作ったのは決して私が1人で作ったわけではなくて、地域図書館課の職員も含めみんなで作りましたので、小林先生おっしゃったように直営だったからできたのではないかと、直営でみんなで考えたからこそここまで作り上げられてきたのではと思います。その間にももちろん教育委員の先生のアドバイス、外部の方からのアドバイスも頂きましたけれども、そういうものがあってこういう条例ができたと思ひ、非常に感謝しております。

地域図書館課長 本当に先生、温かいお言葉ありがとうございます。私も管理職1年目なのですけれども、図書館に実はもう7年もおりまして、尾久図書館長として尾久図書館を建て、3月にも御視察いただきますけれども、そういった節々で司書の力を借りてここまでやってきたなという中で、23区で唯一完全直営は荒川区だけになってございます。この条例を後ろ盾というか、私たちのバイブルにしながら一緒に発展的にまちづくりをやっていこうということで私も司書に呼びかけておりますし、それに対してはみんなうなずいてくれていますので、本当にこれがスタートだなと思っておりますので、ぜひ今後も御支援いただけたらと思っております。どうもありがとうございます。

小林委員 期待しております。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。長島委員。

長島委員 最初、素案を見せていただいたときに、ほかの自治体でこういった条例を制定しているところが幾つかあるということもお聞きしたのですけれども、そういったところも参考

にはなったと思ったのですが、パブリック・コメントも含めて、区民の方からの意見も聞きながらこういう読書のまちづくり条例という形でまとめていただいて、感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

教育長 繁田委員。

繁田委員 小林委員、長島委員のおっしゃったことに新たに付け加えることは特にございませんけれども、条例があると施策を打っていくときの根拠にすることができますよね。実際にこの条例で読書月間のこととか、障がいがある方の読書支援のお話が出ていますけれども、もし今の段階で今後の読書の推進、読書に基づくというか、読書をしてこにしたまちづくりみたいなことで、まだまだ決まっていることは少ないかもしれないのですけれども、もし何か具体的なことがあれば教えていただけたらと思います。

ゆいの森課長 施策としては、例えば今、幼稚園・保育園の取組、学校の取組は盛んで進んでおりますが、事業者の取組がそれに比べるとまだまだというところがあるので、事業者の方に読書活動に取り組んでいただけるような、背中を押してもらえような仕組みを事業者の方とも相談しながらやっていきたいと考えております。あとブックスタートというのを今、健康推進課や子育て支援課と連携してやっているのですけれども、子育て支援課で本を配っておりましたが、図書館で本の選書から配付まで来年度は行いたいと考えております。

繁田委員 すばらしいことですね。ありがとうございました。

地域図書館課長 加えまして、BOOKリーダー'Sといひまして、子ども司書講座を受講した方ですとか、若しくはティーンズスタッフといひまして10代の方々に図書館のイベントをお手伝いしていただくような、そういうティーンズスタッフという方々がおりまして、そういった方々を中心にBOOKリーダー'Sという組織を作りまして、子どもたちがお年寄りの施設に向いて読み聞かせ会を行うということを既に今年度からトライアルで始めてございます。こういったところは今までになかったことですし、子どもたちのまたやりがいにもなるし、お年寄りの方も目を輝かせて聞くような、ウィン・ウインの関係といひますか、そういったこともできますし、今、子どもを中心にやってございますが、ぜひ地域の方も巻き込んだ形で、ボランティアも巻き込んだ形で、この条例が追い風になるような形で取組を進めてまいりたいと考えてございます。

繁田委員 ありがとうございました。もし可能でしたら、支援をするほうにもお年寄りの方とか障がいがある方が入るともっといいかもしれないですね。本当にすばらしいと思います。期待しております。

教育長 よろしいでしょうか。

なければ、質疑を終了とさせていただきます。議案第2号につきましては審議事項のため、

皆様にお諮りさせていただきます。議案第2号につきまして、御意見はございませんでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。議案第2号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第2号「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例に対する意見の聴取について」は原案のとおり異議ないものと決定いたします。

次に、議案第3号「令和5年度荒川区一般会計予算(教育事務)に対する意見の聴取について」を議題といたします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第3号「令和5年度荒川区一般会計予算(教育事務)に対する意見の聴取について」でございます。提案理由でございます。令和4年度荒川区議会定例会・2月会議に提案するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容でございます。まず、歳入でございます。御覧いただきましたように、各経費については財源に基づく充当を行っているところでございます。歳出を御覧いただければと思います。教育費の頭が105億4,400万円、前年度に対しまして13億5,500万円の増となっているところでございます。各教育総務費、小学校費、中学校費、校外施設費、基本的に幼稚園費以外については増額をしているところでございます。その下、参考ではございますけれども、総務費全体の中の生涯学習に関連する経費の抜粋でございます。20億4,925万9,000円で、前年に対して1億4,331万9,000円の増となっているところでございます。

恐れ入ります。22ページ、ちょっと横になって見づらいのですが、予算の総括表を御覧いただければと思います。歳入についてはここに記載がありまして、右の方に主な増減の説明があります。特に歳出に関しまして説明をさせていただければと思います。教育総務費でございます。特別支援教育推進費につきましては、報酬の改定に伴います人件費の増と、特別支援学級の工事費の増がございます。その下でございます。後ほど御説明いたしますが、資料の方に載っておりますけれども、教育相談事務費につきましては、スクールソーシャルワーカーの増とAIによります自動相談記録システムの導入の増になってございます。その下、学校用務専門員の報酬、これにつきましては会計年度の任用職員の人件費の増になっているところでございます。

小学校費でございます。これも後ほど御説明いたしますけれども、一般給食事業費につき

まして、荒川区といたしましても学校給食の無償化を始めますので、その補助に伴います増でございます。その下でございます。教育施設整備費につきましては、各種の工事ですとか用地取得に関わる増がございます。その下、学校管理費につきましては、やはり光熱水費の電気代が増をしているところでございますので、その費用が増額の理由になっているところでございます。

その下、中学校費でございます。同じように、一般給食事業については学校給食の無償化、教育施設整備費については工事費、用地取得費、これについては増でございます。学校管理費につきましては、先ほどと同じように電気料金などの光熱水費の増になっているところでございます。校外施設費につきましては、移動教室費の清里・下田の事業でバス借上げの賃料、ガソリン代ですとか人件費の部分で増が発生しているところでございます。

幼稚園費でございます。工事費については減額をしているところでございますけれども、その下の幼稚園管理費、幼稚園の給食を来年度から開始しますので、その費用及び光熱水費の増額が主な理由になっているところでございます。

恐れ入ります。23ページを御覧いただければと思います。教育費以外のところでいいますと、一番右側の令和5年度の一般会計につきましては1,333億7,000万円で、教育費につきましては先ほど申し上げましたように105億4,400万円という形で、伸び率が今大きく14.7%となっているところでございます。

24ページを御覧いただければと思います。24ページからは主要事業でございます。その中でも26ページを御覧いただければと思います。26ページの12番、教育相談事業体制の充実でございます。先ほどの増理由にありましたように、中ほど、スクールソーシャルワーカーを5名増員いたします。また、その下、AIを活用した教育相談の実施につきましては、AIを活用しました自動相談記録システム、電話でしゃべっているものがテキストになるというシステムを来年導入したいと思っております。14番でございますが、先ほども申し上げましたように学校給食の無償化、荒川区におきましても実施をする予定でございます。15番でございます。区立幼稚園の給食につきましても、給食室はない形ですけれども、お弁当形式による給食を来年度から実施をするところでございます。それから、29ページからは生涯学習関係の事業の記載がございます。

雑駁ではございますけれども、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

教育長 本件につきまして、御質疑ございましたらお願いいたします。長島委員。

長島委員 給食の無償化なのですけれども、以前に、11月ぐらいですか、陳情か何か来て、そのときに国全体としてそういう形になっていないときという話があったり、それからほかの区で幾つか無償化実施しているという話があったりして、あのときの印象では積極的に

無償化に向かっているという感じは受けなかったのですけれども、その後の経緯みたいなものをもしよろしかったら教えていただけますか。

学務課長 確かに今、御指摘ありましたとおり、区としては本来やはり国や都の財源において広域的に実施することが地域的な格差を生まないということで、それが望ましいだろうということで、その考え方には現在も変わりありません。ただ一方で、長期化するウクライナ情勢ですとかコロナ禍における物価高騰など、やはり子育て世帯の負担がかなり増となっているといった状況もございまして、こういった状況を踏まえて各区でも検討が進められてきたのだと思っております。また、この近隣の区においても、例えば北区ですとか台東区、荒川区を囲むような区が無償化を来年度から実施すると。台東区においてはもうこの1月からスタートしているような状況もございまして、近隣区との格差を大きくしてはいけないうところもございまして、今回こういった形で予算措置して子どもたちを支援していこうと考えております。

長島委員 財政的には大変なのでしょうけれども、よかったなということになるかと思えます。ありがとうございます。

教育長 そのほか、ございますでしょうか。小林委員。

小林委員 大変にバランスが取れている予算だと思いつながりを見せていただきました。1点だけ、30ページの統合後の生涯学習センターの運営ということで、学校教育とともに生涯学習も非常に重要かと思つたので、この辺り少し補足説明をしていただければと思つた。

教育総務課長 実際は生涯学習課が所管をしているのですが、本日は欠席ですので私から御説明いたします。今はサンパール荒川の6階に事務局があるのですが、教育センターと同じ建物にあります生涯学習センター、そこに機能を集中させて、その中でコミュニティカレッジなどを直営で運営をするということで強化を図ってまいります。今は生涯学習センターとコミュニティカレッジは別の場所にあるのですが、それを今回集中させるというのがこの事業だと認識しているところでございます。

小林委員 社会教育専門員とあるのですが、これは社会教育主事でしょうか。

教育総務課長 社会教育主事は別に主事としております。生涯学習課にいる社会教育指導員という専門職が、サンパール6階でコミカレを運営しておりましたが、その職員も今回異動して、生涯学習センターに全部集約して、サンパールの方は全部引き上げる形と考えております。

小林委員 分かりました。機能を強化するということでしょうか。ありがとうございます。

教育長 機能強化もございまして、ただいま教育総務課長から説明させていただいたように、集約して効率的に事業執行するという目的もございまして。

小林委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようであれば、質疑を終了いたします。

議案第3号について、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。議案第3号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第3号「令和5年度荒川区一般会計予算(教育事務)に対する意見の聴取について」は原案のとおり決定といたします。

次に、その他の報告事項ですけれども、教育委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 65ページを御覧いただければと思います。修正箇所、以前もお伝えしましたが、まず2月10日の教育委員会定例会につきましては、研究授業がございますので、15時15分からを15時30分に修正させていただければと思います。

また、3月17日の総合教育会議につきましては、これからの状況ではございますけれども、13時から14時又は16時から17時という形で、今のところオンラインの形を考えております。

また、第二ブロック協議会につきましては、3月23日の13時30分から、先ほど地域図書館課長からのお話もありましたように尾久図書館で開催させていただいて、その後尾久図書館を御視察いただこうかと考えているところでございます。

以上でございます。

教育長 以上をもちまして、教育委員会令和5年第2回定例会を閉会といたします。

了